



きりん通信No.128

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail : kirin@sr-kirin.jp

8
2026

2026年(令和8年)8月号

重要

令和8年度の地域別最低賃金改定答申公表 全国加重平均は1,176円

最低賃金は、都道府県それぞれの経済実態に応じて、決定されます。都道府県単位でA B Cの3ランクに分けて、最低賃金引き上げ額の目安が提示されます。昨年は過去最高の66円という引上げに驚きましたが、今年は全国加重平均の引上げ額が55円となりました。目安どおりに改定されると、全国加重平均1,176円となります。1,500円への引上げ目標に確実に近付いています。

最低賃金が1,500円になると、8時間12,000円で最低賃金です。1日の労働時間を7時間にすることが可能であれば、10,500円となりますので、やはり最賃の上昇に伴い、作業効率、生産性を上げていく事は重要な課題となるでしょう。第4次産業革命に乗り遅れず、できる限りの効率化に目を向けていきたいですね。

Aランク	Bランク	Cランク
54円増	56円増	56円増

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

今年の春闘では、大企業の賃上げ率が5.01%、16,400円となりました。経団連の公表結果では、大手企業の夏のボーナス平均妥結額は1,042,537円となり、初めて100万円を超えました。

中小企業の賃上げ率は、4.26%、11,124円。6月の特別支給給与の平均額が332,383円と公表されています。(中小企業の夏の賞与についての正式な公表は11月となります。)

物価と賃金がどんどん上がっていますが、中小企業の利益率はまだまだ厳しい状況が続いています。人口はどんどん減っていき、人件費はうなぎのぼりです。簡単な答えとしては、1人当たりの生産性を上げていくほかに道はないように思えます。

「5人でこなしていた仕事を、2人でこなせるようにする」という事も、本気で実現していける・・・かもしれない時代に突入しています。

大企業が爆発的に賃上げできているのは、実は人数が減って1人当たりの賃金が増えているのかもしれませんが。そこにはやはり、設備投資やDX化、更には社員の能力を上げる社員教育が必要になって来るでしょう。

賃上げ、設備投資と言った、生産性向上に資する助成金は、中小企業にだけ用意されたものが多くありますので、DX化や設備投資をご検討の場合は、是非事前にご相談ください。

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

★今年は業務改善助成金のルールが大きく変わります。活用をご検討の場合は、お早めにご相談ください。

重要改正

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年4月1

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年 4 月 1 日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。きりん事務所では、Cells、Mykomon と並行して、新しくオフィスステーションプロを導入します。オフィスステーションプロでは、従業員の皆様に ID を付与し、ストレスチェックや勤怠管理、WEB 明細など、全て一元管理が可能になります。就業規則、労働条件通知書の管理も選択可能です。

現在、きりん事務所で働き方改革推進支援助成金の交付申請を行い、初期費用の 80% を助成金で賄う準備中ですのでご案内までもうしばらくお待ちください。



法改正

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールの変更 R8年10月施行

10 月以降に締結するパート・有期雇用の労働条件通知書に、明示必須項目が追加になります。同一労働同一賃金ガイドラインでは、正規雇用とそれ以外の労働者の待遇が、不当なものであってはいけなく定められていますが、今回の改正では、「待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨」を記載することとなります。

＜労働条件通知書の記載例＞

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名 担当者職氏名 (連絡先)

★今回の改正で、正社員以外の社員特有の記載必須事項は、5 項目となりました。10 月以降の契約・更新が対象です。

- | | | |
|--|---|-------------|
| ☐ 昇給の有無 | } | 現行の
明示事項 |
| ☐ 退職手当の有無 | | |
| ☐ 賞与の有無 | | |
| ☐ 相談窓口 | | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨 | } | 新たな
明示事項 |

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>

おらせ 給与計算実務検定1級合格のご報告

昨年入社 of 明智が、今年給与計算実務検定 1 級に合格致しましたのでご報告させていただきます。この試験、2 級と 1 級の難易度の差が激しい検定試験で、1 級に一発合格したのは上原と明智だけです。かく言う私は、検定試験は受験したことがありません。明智は社労士・行政書士ともに有資格者なので、一歩リードされちゃいました。

社労士の試験日も間近で、今年も数名受験予定です。仕事しながらの受験は大変ですが、みんな楽しんでチャレンジし続けて欲しいと思います。



給与計算実務能力検定 1 級認定証



氏 名 明智 一
登録番号 PC1-1200120
鑑 定 日 2026 年 2 月 1 日
有効期限 2028 年 1 月 31 日
上記の者は給与計算実務能力検定の鑑定者であることを証明する。

一般財団法人職業技能振興会

◆アルボムッレ・スmanaサーラの名言◆

◆幸福を確実にするためには、『人生はゲームである』と思い、その時々 of ルールを守って生きていけばいいのです◆

自分の人生を楽しむのは、自分です。「楽なこと」が「楽しい」わけではなく、ゲームにルールは必需品。ルールを共有できる仲間と切磋琢磨し、うまくいってもいなくても、何かを目指して頑張ることが楽しいですね。